

多 監 第 19 号
令和元年 8 月 16 日

多治見市長 古 川 雅 典 様

多治見市監査委員 尾 関 恵 一

同 加 藤 元 司

平成 30 年度多治見市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成 30 年度
多治見市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

多治見市監査委員

平成 30 年度多治見市財政健全化審査意見

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

健全化判断比率	平成 30 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12. 24	20. 00
連結実質赤字比率	—	17. 24	30. 00
実質公債費比率	△2. 4	25. 0	35. 0
将来負担比率	—	350. 0	

健全化判断比率審査参考資料

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率算定根拠

実質赤字比率（％）＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模×100

(2) 実質赤字比率算定の基礎

(単位：千円、％)

歳入歳出差引額 A	4,615,231
翌年度へ繰り越すべき財源 B	1,739,662
実質赤字額{ (A－B) ×－1 } C	△2,875,568
標準財政規模 D	22,813,364
実質赤字比率 (C／D) ※C ≤ 0 の場合は「－」	－

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率算定根拠

連結実質赤字比率（％）＝連結実質赤字額／標準財政規模×100

(2) 連結実質赤字比率算定の基礎

(単位：千円、％)

会 計 名	実質赤字額
一般会計等	△2,875,568
一般会計	△2,875,568
土地取得事業特別会計	0
市営住宅敷金等特別会計	0
多治見駅北土地地区画整理事業特別会計	0
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	△717,581
国民健康保険事業特別会計	△367,962
介護保険事業特別会計	△321,890
後期高齢者医療特別会計	△27,171
駐車場事業特別会計	△558
小 計	△3,593,149
会 計 名	資金不足額・剰余額
公営企業会計（法適用・宅地造成事業以外）	△1,873,003
水道事業会計	△1,358,534
病院事業会計	△514,469
公営企業会計（法非適用・宅地造成事業以外）	△809,766
下水道事業特別会計	△806,556
農業集落排水事業特別会計	△3,210
小 計	△2,682,769
合 計	△6,275,918
連結実質赤字額	△6,275,918
標準財政規模	22,813,364
連結実質赤字比率	—
※ 比率≤0の場合は「—」	

3 実質公債費比率

(1) 実質公債費比率算定根拠

$$\text{実質公債費比率（\%）} = \frac{\text{（元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

（3 ヲ年平均）

(2) 実質公債費比率の算定の基礎

（単位：千円、\%）

項 目／年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地方債の元利償還金 ① （公営企業分、繰上償還等を除く）	3,695,788	3,657,957	3,430,542
準元利償還金 ②	957,032	702,715	1,004,019
計 ①+②	4,652,820	4,360,672	4,434,561
特定財源 ③	1,067,723	1,161,399	1,032,496
基準財政需要額算入額 ④	3,901,684	3,728,402	3,940,654
計 ③+④	4,969,407	4,889,801	4,973,150
標準財政規模 ⑤	22,423,936	22,382,196	22,813,364
実質公債費比率 （（①+②）－（③+④））／（⑤－④）×100	△1.70923	△2.83658	△2.85380
実質公債費比率（3 ヲ年平均）	△2.4		

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率算定根拠

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率（％）} &= \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\ &\quad \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \\ &\quad \div \text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る} \\ &\quad \text{基準財政需要額算入額} \end{aligned}$$

(2) 将来負担比率の算定の基礎

(単位：千円、％)

将来負担額①		48,879,743
内 訳	一般会計等に係る地方債の現在高	32,756,663
	債務負担行為に基づく支出予定額	65,510
	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	10,604,851
	組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体の負担見込額	0
	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	5,452,719
	設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額	0
	連結実質赤字額	0
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額	0
充当可能基金額等②		75,498,637
内 訳	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	22,361,257
	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	9,815,456
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	43,321,924
標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む。）③		22,813,364
基準財政需要額算入公債費等④		3,940,654
将来負担比率 (①－②)／③－④) ※ 比率 ≤ 0 の場合は「－」		—

平成 30 年度多治見市経営健全化審査意見

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

会 計 名	平成 30 年度資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

資金不足比率審査参考資料

(1) 資金不足比率算定根拠（法非適用企業）

$$\text{資金不足率（\%）} = \text{資金の不足額} / \text{事業の規模} \times 100$$

項 目	内 容
資金不足額	歳出額＋建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高－（歳入額－翌年度に繰り越すべき財源）－解消可能資金不足額
事業の規模	営業収益に相当する収入の額（指定管理者の収入として収受させた利用料金の額を含む。）－受託工事収益に相当する収益の額

(2) 資金不足比率算定の基礎

（単位：千円、％）

公営企業会計名		下水道事業特別会計	農業集落排水事業 特別会計
項 目			
資金不足額	歳出額 ①	2,963,245	10,566
	建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高 ②	0	0
	歳入額 ③	3,870,775	13,776
	翌年度に繰り越すべき財源 ④	100,974	0
	解消可能資金不足額 ⑤ ①＋②＞③－④の場合に算入	—	—
	資金不足額 (①＋②)－(③－④)－⑤	△806,556	△3,210
事業の規模		1,487,637	1,768
資金不足比率 ※ 比率≤0の場合は「－」		—	—